

(第一類 第三号)

第一百八十三回国会 衆議院 務委員会 議録 第九号

(一六六)

平成二十五年四月十九日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 石田 真敏君

理事 江崎 鐵磨君

理事 土屋 正忠君

理事 若宮 健嗣君

理事 西田 譲君

理事 安藤 裕君

小田原 潔君

大見 正君

神山 佐市君

菅家 一郎君

小島 敏文君

今野 智博君

鳩山 邦夫君

三ツ林 裕巳君

郡 和子君

辻元 清美君

西根 由佳君

大口 善徳君

法務大臣政務官

参考人 (中央大学大学院法務研究科教授)

参考人 (弁護士連合会両性の平等に関する委員会副委員長)

参考人 (日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会副委員長)

参考人 (特定非営利活動法人全国女性シェルターネット理事)

参考人 (中央大学大学院法務研究科教授)

参考人 (那須塩原市副市長)

参考人 (裁判員制度の見直しに関する陳情書外一件(仙台名)(第五七号))

参考人 (死刑執行に抗議することに関する陳情書外十件)

渡邊 泰之君

大津 恵子君

長谷川京子君

盛山 正仁君

高橋 宏志君

河瀬 孝雄君

法務委員会専門員 岡本 修君

委員の異動

四月十九日

辞任

補欠選任

大岡 敏孝君

川田 隆君

郡 和子君

同日

辞任

川田 敏孝君

川田 隆君

郡 和子君

同日

補欠選任

川田 博文君

宮澤 博行君

枝野 幸男君

同日

補欠選任

川田 博文君

宮澤 博行君

枝野 幸男君

同日

補欠選任

川田 博文君

宮澤 博行君

枝野 幸男君

同日

補欠選任

川田 博文君

宮澤 博行君

(和歌山市四番丁五坂本康文外十名) (第五八号)

「全面的取り調べ可視化」の速やかな実施及び法制化を求めることが関する陳情書外一件(宮崎市旭一の八の二八松田幸子外一名)(第五九号)

新潟地方裁判所・家庭裁判所の村上支部、柏崎支部、南魚沼支部、糸魚川支部、十日町支部の設置の実現に関する陳情書(新潟市中央区学校町通の一伊藤秀夫) (第六〇号)

法科大学院の地域適正配置と地方法科大学院に対する支援を求ることに関する陳情書(長野市妻科四三二林一樹) (第六一号)

法曹の質を維持するために司法試験合格者数の減員を求めることに関する陳情書(仙台市青葉区一番町二の九の一八高橋春男外一名) (第六二号)

法曹人口の急激な増加を改め、司法修習生に対する適切な経済的支援を求ることに関する陳情書外三件(富山市長柄町三の四の一青島明生外三名) (第六四号)

「法科大学院を中核とする法曹養成制度」の見直しを求めるに關する陳情書(千葉市中央区中央四の一三の一二齋藤和紀) (第六三号)

法曹人口の急激な増加を改め、司法修習生に対する適切な経済的支援を求ることに関する陳情書外三件(富山市長柄町三の四の一青島明生外三名) (第六四号)

民事訴訟手続における障がいのある当事者に対する合理的配慮に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の三山岸憲司) (第六五号)

法曹人口の急激な増加を改め、司法修習生に対する適切な経済的支援を求ることに関する陳情書外三件(富山市長柄町三の四の一青島明生外三名) (第六四号)

関する条約の実施に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、中央大学大学院法務研究科教授高橋宏志君、弁護士、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会副委員長長谷川京子君、那須塩原市副市長渡邊泰之君、特定非営利活動法人全国女性シェルターネット理事大津恵子君及び中央大学大学院法務研究科教授棚瀬孝雄君、以上五名の方々に御出席をいたしております。

この際、参考人各位に委員会を代表して一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れば幸いに存じます。よろしくお願ひいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、高橋参考人、長谷川参考人、渡邊参考人

人、大津参考人、棚瀬参考人の順に、それぞれ十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て発言していただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになつておりますので、御了承願います。

それでは、まず高橋参考人にお願いいたします。

○高橋参考人 御紹介いただきました中央大学の参考人

私は、今回のハーゲン条約の実施に関する法律案の作成のために法務省の法制審議会に設置されましたハーゲン条約部会の部会長として参加し、法律案要綱案の作成に携わりました。その立場から、

本日の会議に付した案件

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

の実施に関する法律案(内閣提出第二九号)

内閣提出、国際的な子の奪取の民事上の側面に

に関する条約の実施に関する法律案(内閣提出第二九号)

内閣提出、国際的な子の奪取の民事上の側面に

に関する条約の実施に関する法律案(内閣提出第二九号)

今回は、子供の返還手続に関し、管轄の集中、返還拒否事由、子供の返還の強制執行のあり方の三点に絞り込みまして、法制審議会の部会での議論を御紹介しつつ、意見を申し述べます。まず、管轄の集中でございますが、どの家庭裁判所、東京、大阪、いろいろありますが、家庭裁判所が扱うものとするかという、その議論でございます。

これに関しては、一方では、相手方、普通の訴訟だと被告ということになりますが、相手方の出頭の便宜というものを考えなければいけません。

しかし、他方では、このハーグ条約の国内実施法というのは日本において新たにつくられる制度でございますので、まだまだ未解決の点がござりますので、専門的な知識の集積、蓄積、ノウハウの形成というものが必要になります。裁判官や弁護士の専門性の向上というのも必要になります。また、中央当局、外務省に置かれますが、その中央当局が諸外国といろいろやりとりをするわけですが、中央当局と裁判所とのいろいろな意味での連携という点もございます。こういうものが他方にございます。

それで、そのバランスをどうとつていくかということを考えたわけございますが、例えばドイツにおきましては、以前は六百以上の裁判所に管轄を認めておりましたけれども、いろいろと実施してみると不便が多いというので、二十二の裁判所に限定したということもございます。フランスもそうでございます。そういうふうで、日本でも、各都道府県にあります家庭裁判所全部というのは適当でないだろうということで、どこまで絞り込めるか、東京だけ、東京、大阪、あるいは八つの高裁所在地の家庭裁判所等々を検討いたしました。最終的には、これは見込みでございますが、いろいろなデータから考えますと、家庭裁判所の審判事件にまでなる事件は年間數十件であろうと予測することができます。そして、何よりも、制度

発足当初、新しい制度ですからいろいろ考えなければいけないことが出てくるであろうということを考えてますと、やはりできるだけ絞った方がいいと思います。裁判所と大阪家庭裁判所の二つに絞り込みました。

ちなみに、我が国のはかの制度で申しますと、私の専門としております民事訴訟法で申しますと、知的財産権に関する訴訟は、大阪地方裁判所と東京地方裁判所の二つに絞られています。あ

るいは、外国倒産処理手続の承認援助に関する事件につきましては、東京地方裁判所一つに絞られております。このように管轄を絞ることによつて、むしろこの法律のきめ細かい適用を促進するという考え方で、このように原案、要綱案を作成しております。このように管轄を絞ることによつて、むしろこの法律のきめ細かい適用を促進する

ことになります。このように管轄を絞ることによつて、むしろこの法律のきめ細かい適用を促進するためです。このように管轄を絞ることによつて、むしろこの法律のきめ細かい適用を促進する

件につきましては、東京地方裁判所一つに絞られたわけでございます。このように管轄を絞ることによつて、むしろこの法律のきめ細かい適用を促進する

ことになります。このように管轄を絞ることによつて、むしろこの法律のきめ細かい適用を促進する

ことになります。このように管轄を絞ることによつて、むしろこの法律のきめ細かい適用を促進する

## 二番目、返還拒否事由でございます。

子供の返還を拒否することができる事由というものは、ハーグ条約の中に既に規定がございます。このハーグ条約を国内法としてどうつくっていく

ことは、ハーグ条約を国内法としてどうつくっていくかというのが私どもの与えられた使命でございます。この条約は、文言はかなり抽象的でございます。

例えば、十三條第一項bには、「返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることがある」というふうに極めて抽象的でございます。

国内の裁判所が裁判する際の規範としては、日本法の体系から見ると、やや、あるいはかなりそぐわないものがございます。当事者から見まして、やわ

も、このような抽象的文言では何を主張、立証すればいいのか目標が立てにくいということもござります。

そこで、いろいろ検討したわけでございます。そこで、いろいろ検討したわけでございます。

が、他方で、国内におきましても、この条約の国内実施法がつくられますと、とにかく子供をもといた国に戻せ戻せ、そういうことになるのではないかという懸念の声が私どもにも寄せられました。

そこで、そのような懸念の声が私どもにも寄せられました。そこで、いろいろ検討したわけでございます。

例えば、配偶者から暴力を受けてやむなく子供を連れ帰った者がもとの国に戻ると逮捕されたり刑事訴

を連れて帰国したような場合とか、子供を連れ

帰った者がもとの国に戻ると逮捕されたり刑事訴

を連れて帰国したような場合とか、子供を連れ

ます。

そこで、我が国でも、我が国の法令としてはやや異例かもしませんが、最近はこういう例が結構ありますのでそれほど異例でもないのですが、考慮要素、考慮するべきファクターを掲げる、そ

ういう形で返還拒否事由をつくりました。これにありますのでそれほど異例でもないのですが、考慮要素、考慮するべきファクターを掲げる、そ

らかい制度ということになります。やわらかい制度ですから、子供への配慮という面ではすぐれているのでございますが、しかしながら、これはちょっとと極論になりますが、金幾ら支払えということの強制で促すわけですので、お金のない人は影響がないと申しますか、免れることができます。

また、ともかくもとの国に戻せという日本の裁判所の判断があつたのに、それが今言いました間接強制だけでは弱いわけでございますから、それだけでは不十分だということで、そこでいろいろと検討いたしまして、現在の民事執行法の中にある代替執行というものを使うことにいたしました。

これは、子供をもといた国に戻すというのは、連れ戻した親が戻してくれればもちろんそれが一番いいわけでございますが、ほかの人でもできることがあります。例えば、もといた国にいるおじいさん、おばあさんが日本に来て連れ戻すということも構わないわけあります。ほかの人が、執行債務者以外の人がやつても構わないという、それに対応する、強制執行としての代替執行、これを取り込むことにいたしました。

しかし、通常の民事執行法によります代替執行だけでは不十分。と申しますのは、先ほど来申し上げおりますように、子供自身を動かすということをございますので、そこへの配慮ということに十分考慮いたしまして、子供を解放すると申しますか、連れ戻して、子供を囮っている人から子供を解放させる。この行為自体は、責任ある、公の立場にある執行官にさせるということにいたしましたし、また、執行官が何ができるかと云うことをついても細かい規定を置きました。つまり、子供自身に対しても威力、物理力ですね、を用いてはいけないと等々の制限を課しております。

そういう、間接強制をまず行つて、それでだめなら代替執行という形で、強制執行の手段は整えました。

しかしながら、私ども部会いたしましては、

理論的に強制執行の方法を整備いたしましたけれども、この強制執行の方法が盛んに行われるときますか、強制執行が多く行われるということは想定しておりません。強制執行はもちろん最後の手段でございまして、執行債務者、連れ戻した親

が説得に応じて、いろいろな人の説得に応じて、任意に子供をもとの国に帰してくれる、これが一番のことだ、しかし、それを担保するためには強制執行も制度としては用意しなければいけない、こういう頭でございます。

以上、簡単でございますが、私の意見とさせていただきます。(拍手)

○石田委員長 ありがとうございます。

次に、長谷川参考人にお願いいたします。

○長谷川参考人 私は、二〇一〇年に日弁連のハーグワーキンググループに参加して以来、条約を勉強し、さまざまな問題と懸念があることを知りました。法制審議会では、子の返還拒否事由を中心、子の利益を守るために意見を申し述べました。今回の法案は、条約の懸念を最小化する努力の末まとめられたものと思いますが、なお幾つかの点を指摘させていただきます。

第一に、条約の懸念と子の利益を守るために実践についてでございます。

まず、日本も批准した子どもの権利条約は、その第三条で、子供にかかる全ての措置をとるに当たり、子の最善の利益が最優先に考慮されるべきことを定めています。全ての子供は人権の主体であり、子の最善の利益は一人一人の子供に帰属するものです。したがって、何がその子の最善の利益になるかは、その子の置かれた状況により、その子の視点で検討されなければならず、その結果は当然さまざまに異なるはずです。

他方、ハーグ条約は、子の監護紛争に関する国際的な司法管轄を子の常居所地国とするということを内容とする手続的な性質の条約です。

同条約は、その管轄ルールを確保するために、一方の親の了解なく国境を越えた子の連れ出しを不法とし、子を原則迅速に常居所地国に返還する

ことといたしました。

さらに、締約国の多くは、子を国外に連れ去つた親に対し、刑事罰を科したり、再入国、滞在資格を与えない、裁判で子供の監護権を剥奪するなど、厳しい制裁措置を制度化しています。

しかし、ここで不法の定義は、親の視点に立った監護権侵害ということであって、子供中心の視点はありません。具体的な子の利益は棚上げされたまま、子供は常居所地国に送り返されます。しかも、締約国がふえるにつれ、子供の原則迅速な返還が強調され、返還拒否事由を制限的に解釈、運用するべきだという意見が有力になつてきました。

このように、同条約は、具体的な子供の利益に分け入らないことで国際的な司法管轄を確保しましたが、それゆえに、その子の利益を害するリスクを構造的に内包しているわけです。

この点、欧州人権裁判所は、二〇一〇年七月、イスイスからイスラエルへの子の返還が確定した事件について、その子の返還を執行することは人権条約に違反するという判決をいたしました。

そこでは、あらゆる条約は人権原則に適合しなければならず、ハーグ条約は子どもの権利条約に調和するよう解釈しなければならないこと、子供の最善の利益は、その性質や重要性にもよるが、親のそれに優先すること、子が健全な環境のもとでの発達を保障されることは子の最善の利益の重要な柱であること、人権条約の見地からは、ハーグ条約が適用されるからといって、自動的、機械的に子の返還が命じられてはならず、子の最善の利益は事案に即して検討する必要があることなど、子供の人権を確保するための重要な考え方を示されています。

返還ありきの運用に歯止めをかけ、まさにその子の利益を第一に考え、これに反する解釈、運用は許されないという方向での大きな修正が始まっています。

私は、子連れ帰国事案で人身保護請求事件を受任し、五歳の子供の心情を専門家に聴取してもらつたことがあります。その子は、生来日本人親から主たる監護を受け、他方親の無責任な言動に傷つけられていきました。専門家が外国人親について怖いと尋ねるとうなずき、優しいと聞くと首を振り、好きと聞かれるところは、つた表情で答えず沈黙し、では日本人親について好きと聞かれる

い制裁措置や不利益措置のために、返還される子に同行することができない事例が少なくありませんが、ハーグ条約は子を連れ出した親がその返還に同行できるかどうかは問いません。

さらに、返還を拒否する子供の声は年齢と成熟度に応じて考慮することとされていますが、十歳に満たない子供の拒否はしばしば受け流されています。

しかし、これらは子供にとってとても重大なことです。すなわち、子供は生まれたときから自分の二トスにきめ細かく反応してくれる特定の人と安定したきずなを結ぶことで生存し、情緒的、知的、社会的発達を遂げていきます。その特定の人は、子供がその人との間で自分のニードを満たし、心配させた、そういう経験を積み重ねて選択した人であります。それを奪うことは、その子の生存と発達の基盤を奪うことになるからです。

同条約が対象とする国境を越えた子の連れ去りの実態は必ずしも明らかではないのですが、条約事務局の調査によれば、連れ去り親の七割が母親、七割が子供の主たる監護者でした。これは、子を返還することが、その子にとって成長発達の基盤になつている主たる監護者とその子とを事实上も法律上も切り離してしまった可能性が相当多数あるということを警告する調査結果であります。

この点、イスイスは、国家間の裁判管轄のために親から切り離される子の重大な不利益を考慮して、二〇〇七年に国内法で条約返還例外規定のみなし規定というものを置きました。日本の国内法二十八条二項もこれを参照されたものと理解しています。

私は、子連れ帰国事案で人身保護請求事件を受任し、五歳の子供の心情を専門家に聴取してもらつたことがあります。その子は、生来日本人親から主たる監護を受け、他方親の無責任な言動に傷つけられていきました。専門家が外国人親について怖いと尋ねるとうなずき、優しいと聞くと首を振り、好きと聞かれるところは、つた表情で答えず沈黙し、では日本人親について好きと聞かれる

と顔がぱつと輝き、すかさず大好きと言い、日本にいたいと答えました。五歳の子供です。幼少の子供ほど監護者とのきずなが重要であることを考えれば、その子の意思を丁寧に聞き取ることを尊重する責任は実に重いと言ふべきです。

条約事務局による調査結果はまた別の懸念も示唆します。DVや子供虐待からの逃走という事案が相当数含まれているのではないかということです。DVと虐待は世界じゅうあらゆるところで発生しています。日本の実情や米国に住む日系女性の被害率などは、資料三、DVファクトをごらんください。

子供への虐待も同じです。特にDVと虐待は同時に発生します。暴力が支配する家庭の中で、子供は生まれたときから暴力に巻き込まれ、頼りとする母への暴力にさらされ、安全と安心を奪われ、必要なケアを受けることができず、耐えがたい状況に置かれます。これらの経験はいずれも子の生存と発達を幾重にも脅かし、傷つけ、その子の生涯を苦しいものにします。

私は、十数年前の依頼者が連れていた、かつての子供の言葉を思い出します。すさまじいDVから母と十二歳で逃げた子供が驚異的な努力で進学、就職して、世間的には成功しながら、自殺企図と拒食症にずっと苦しんできました。そのため仕事をたびたび失い、崩れそうになる気持ちをこういうふうに語ってくれました。十二年前に家を出て、同じだけの時間、精いっぱい生きてきたのに、まだ終わらない。

暴力にさらされる親子への理解は始まつたばかりです。でも、二〇一二年、イギリスの最高裁判所は、常居所地でDV被害を受けた母が子供の返還に同行すれば再度状態が悪化し、子供のケアが悪化すると見込まれる場合に、子が耐えがたい状況に置かれるとして、返還を拒否する判断を示しました。

国際司法管轄という手続ルールのために子供を自動的、機械的に返還するという条約のアプロー

チは、その子を見詰めて案じる大人たちによって見直され始めているのだと思います。

そこで、以上の実情を踏まえて、今回、本条約を締結する日本としては、適用を受ける一人一人の子供の利益の確保に力を注いでいく責任があると思います。

そこで、東京家裁と大阪家裁の担当裁判官には、国内法二十八条に列挙する事項を子供の視点で理解できるため、DV、虐待の実態を含め、子供や被害者に対する専門的支援の経験者の協力を得るなどして、十分な研修を実施してください。

返還による子供のリスクを判断するには、子供の情緒的心理的発達を含む専門家の意見を真摯に評価して、活用していただきたい。

特に、子供は返還手続きの最も重要な利害関係者です。年齢にかかわらず、その子の意思や心情を丁寧に聴取して、尊重していただきたい。子供が心を開いて内面を打ち明けるには、十分に訓練されています。

第三に、中央当局、在外公館の役割についてです。人材育成や訓練プログラムの開発に世界の研究成果を取り入れていただきたいというふうに思っています。

子供の返還拒否事由は、連れ出し親の側に証明責任が課され、真偽不明の場合、子供は送り返されます。しかし、DVや虐待の事案では、被害者や子供は目の前の危険に対処して、そこから逃げます。

子供の返還拒否事由は、連れ出し親の側に証明責任が課され、真偽不明の場合、子供は送り返されます。しかし、DVや虐待の事案では、被害者や子供は目の前の危険に対処して、そこから逃げます。

子供の返還拒否事由は、連れ出し親の側に証明責任が課され、真偽不明の場合、子供は送り返されます。しかし、DVや虐待の事案では、被害者や子供は目の前の危険に対処して、そこから逃げます。

子供の返還拒否事由は、連れ出し親の側に証明責任が課され、真偽不明の場合、子供は送り返されます。しかし、DVや虐待の事案では、被害者や子供は目の前の危険に対処して、そこから逃げます。

子供の返還拒否事由は、連れ出し親の側に証明責任が課され、真偽不明の場合、子供は送り返されます。しかし、DVや虐待の事案では、被害者や子供は目の前の危険に対処して、そこから逃げます。

子供の返還拒否事由は、連れ出し親の側に証明責任が課され、真偽不明の場合、子供は送り返されます。しかし、DVや虐待の事案では、被害者や子供は目の前の危険に対処して、そこから逃げます。

例えば、病院の診断書、各支援機関や警察への相談記録、通っていた学校や保育所での子供の生

活記録などは、法二十八条一項四号の有無を判断するための不可欠な証拠資料です。

この点、当委員会における外務省答弁は、裁判所の嘱託があれば当該国の中央当局に要請するとともに終始しています。しかし、当該国の中

央当局がその協力をしなければ、それでおしまいです。そうではなくて、中央当局、つまり外務省は、在外公館を通じて、みずから当該子供及び連れ出し親に係るDVや虐待の実態を調査し、証拠を収集するべきです。

こういう活動は、どちらかの親を支援することではありません。本条約の趣旨である子供の利益を守るために、事実を明らかにし、子供を害さない司法判断がなされるための活動です。ぜひ実施していただきたいと思います。

次に、在外公館は、邦人からのDV、虐待等の相談を記録し、これを公証する役割を果たしているべきです。

国内では、DV防止法の保護命令の申し立てに当たり、警察、配暴センターの相談記録を証拠資料の一つとして、家庭内で起こり、客観的証拠が残りにくいDVについて、その認定に役立っています。同様の公証支援を海外にいる日本人のため

に在外公館に担つていただきたいのです。

具体的な方法については、レジュメの二ページに手順を記載しておりますので、ごらんください。

第四に、執行です。

代替執行に当たっては、法百四十条五項に言う子供の心身に有害な影響を与えないことを必要最小限の戒めとして、子供の心を守ることに配慮していただきたいと思います。

すなわち、子供が拒否していたり、同居家族らが抵抗する事案において、子を親等から無理やり引き離すとしたら、子に非常に大きな恐怖と絶望感を与えるリスクがあります。引き離しの状況が

場には、DV、虐待の専門的経験のある精神科医を同行させて意見を求め、執行不能の判断をするなど、慎重な対応をしていただきたいと思います。くれぐれもこの点は配慮をしてください。

最後に、いわゆるハーグ事案の調査の体制を整えていただきたいと思います。

ハーグ条約は、子を返還するものの、その事案の実態や返還による子供の福祉に関する実情が不明です。これらは、条約に基づく子供の返還の当否や返還手続きのあり方を評価する上で前提となる重要な事実であります。これまで日本においても条約事務局においても十分な調査が行われていません。しかし、締結後は、日本にかかるハーハー

グ事案については一元的に中央当局に集約されるのですから、国として子の福祉にかなう条約実施を推進していくために、その実態を解明する調査が行われるべきです。

すなわち、子供の連れ出しの原因、子供の双方の親との関係、子供の双方の国との関係、返還後の子供の監護の状況、監護裁判の結果などなど、そういうことについて信頼性のある調査を行います。

そのための体制を整えていただきたいのです。これにより制度を評価して、必要であれば見直しを行うということも検討していただきたいと思います。

以上が私の意見です。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○石田委員長 ありがとうございました。

次に、渡邉参考人にお願いいたします。

○渡邉参考人 ただいま御紹介いただきました渡邉市長をしております。

一九八八年、総務省、現在の総務省に入りました、内閣官房で行政改革、公務員制度改革などに取り組んできたという経緯があります。(ここにいらっしゃる先生にも、そのときは何人か大変お世話を

になつた方もいらつしゃいます。

しかし、今回、ここに参考人として来ているのは、仕事とは一切関係ない、五歳の娘を持つ父親ことは明らかです。

として出席しております。したがいまして、発言は一個人のものとして考えていただきたいと思います。

まず、私の件につきまして簡単にお話をしたいと思います。

私の件につきましては、主として国内の話ではございますが、二点でハーグ条約に関係しております。一点目は、私の娘が国外に連れ去られるおそれがあるという点です。それから二点目は、国際的な子の連れ去り、親子の引き離しと、国内の子供の連れ去り、引き離しというのは構造が全く一緒であります。密接に関連しているということがあるという点です。

それから二点目は、国際的な子の連れ去り、親子の引き離しと、国内の子供の連れ去り、引き離しというのは構造が全く一緒であります。密接に関連しているという点から、国内の話を抜きにして実はこのハーグ条約の話については進められないというふうに考えているからです。

まず、私の件を述べますと、二〇一〇年五月に、当時二歳の娘を妻に連れ去られました。妻は元国連職員で、アメリカ国籍も有しております。妻は娘を連れて国外の職場に復帰しようとしているのに対しまして、娘の養育環境として、国外で、しかも妻一人で娘を養育することに関して私が強く反対いたしました。結局、私は仕事をしながら娘の主たる監護者として娘を養育することになつて、数ヶ月生活をしていました。

そのような状況の中におきまして、一緒に暮らしていくことは難しいということで、面会交流、養育費等につきまして定めた離婚協議書を妻の方に私から提示したところ、妻から二週間待つてほしいと言われて、その回答を待つていたところ、一週間後に、保育園に私が娘を迎えたたら娘がいなくなっていたという状況です。

そして、その数週間後には、警察署で警察に見張られての面会交流なるものを強要され、さらに数ヶ月後には、突然、裁判所から、妻からの申し立てということでDVの出頭命令が来ました。結局、それは事実無根であるということで妻側が取り下げるを得ませんでしたが、その後に、妻から監護者指定の審判の申し立てがなされ、その担当が、参考の記事にも入れていますが、多くの会えておりません。会いに行けば、妻や妻の母親

メディアで現在取り上げられている若林辰繁とい

う裁判官です。

その審判が行われている中、民法七百六十六条规定で、妻らが行つたような子供の連れ去り、引き離し行為というのは、裁判所の親権者が、監護権者指定において不利な推定が働く、そ

ういった立法趣旨も国会で当時の法務大臣より明確に答弁されました。

若林裁判官には、その議事録等を見せて、法に従つた運用をしていただきたいと私が要請しましたところ、その裁判官は、法務大臣が何を言おうが関係ない、国会の議事録など参考にしたことはないと言つて、その場で法廷を退出してしまいました。

その後、この発言が不適切であるとメディアで報道されたことに反発しまして、この若林氏は、公文書である審判書において、私が妻に対しはさみを突きつけたなど、何ら根拠なくDVを事実認定。一方で、私が提出した、妻に年百日近くの面会交流を認めるという共同養育計画などにつきましては、私の主張は一言も記載がありませんでした。

さらに、民法七百六十六条の規定は、従前から認められていた裁判所の運用に明文が一部追いついただけ、今回の法改正を取り上げて、これまでと違うと強調することは相当ではないなどと、立法趣旨と全く異なることを書いた上で、娘の連れ去りや引き離しについては何ら問題ないと、妻を監護者としました。

裁判官は、言うまでもなく、法と事実に基づき

が警察を呼びます。私は警察官六人に囲まれ、娘の顔を見ることができませんでした。電話をすれば着信拒否、娘の誕生日にプレゼントを贈れば受け取り拒否でそのまま返ってきます。裁判所に

はこのような事實を伝えていますが、一切事実と

して認定することはありません。

このままいつて妻が親権者となることが確定すれば、妻が外国に娘を連れ去ることになつても、私は何らとめることができないということになります。ハーグ条約に入ろうと、このように、まずは国内で子供を連れ去り、引き離した上で、親権を一方の親から奪いさえすれば、ハーグ条約加盟国への国外への連れ去りも堂々と合法的にできま

す。民法七百六十六条を無視した現行の裁判所の運用を放置したままで、このハーグ条約実施法は完全なざる法になります。

私のケースは、妻が国外に娘を連れ去ろうとしている点では特殊です。しかし、娘を連れ去られた後は、子供を連れ去られた親が経験することとほぼ一緒です。子供を連れ去られた瞬間に、数年後には、子供の親権・監護権を連れ去った親に裁判所が付与するということは確定しているので

す。

裁判官が下すその結論に向けて、全てが自動的、一方的に進行していきます。その進行をマニュアルに従い進めていくのが弁護士です。妻や妻の母親からは、娘を連れ去った後、これまで一度も口にしたことのないような、DV、内閣府男女共同参画局、面会交流、F.P.I.C.なる言葉が出てきました。まるで何かに憑依されたかのようですね。

そして、その弁護士により作成されたシナリオどおりに物事を進めていくと、そのシナリオがそのまま裁判所の審判書になるようになつていま

れます。

ぜひ、私の話を聞いている方には、私に同情しないでいただきたいと思います。恐怖を感じてい

ただきたいと思います。

結婚し、子供ができる瞬間から、潜在的に、子供を奪うか奪われるかという状況に置かれているのが、この国の裁判官によってつくり出された仕組みです。きょう、国会を終えて皆さんが家に帰ったときに、配偶者と子供がいなくなつていれば、三年後に、この場にあなた方が立っていると

いうことです。

なお、多くの者が誤解していますが、子供の連れ去り、引き離しに遭うのは父親だけではありません。多くの母親が子供を奪われ、苦しんでいます。資料につけたように、子供を取り戻そうとして逮捕される母親も少なくありません。きょうも、子供に会えない母親の方がたくさん傍聴に来ていただいております。先に連れ去られれば、男、女に関係なく、監護権、親権を裁判所に奪われるんです。

国会において最高裁の家庭局長らは、裁判官らがさまざまな要素を考慮し、総合的に判断しているなど答弁していますが、それは事実と全く異なります。子供を連れ去られた親から監護権、親権を奪うという以外の判断はしていません。裁判官らはさまざまな言いわけをしますが、事実は一つです。私の言葉がうそだと思うのであれば、審判、裁判の結果について国会で徹底的に調査していただければ、すぐわかるはずです。

このような裁判官のやり方につけ込んでいるのが、離婚弁護士と言われる人たちです。彼らは一様にハーグ条約に反対しております。それはなぜでしょうか。それは、国内の連れ去り問題に影響するからだと吉田容子弁護士がおっしゃっています。裁判官にとっては、決められたフォーマットで不自然なことであり、放棄しておくることはできません。